

別表（第3条関係）

補助対象事業の区分	補助対象事業の内容	補助対象者	補助対象経費	補助額	補助限度額
1 障害者雇用施設整備事業	補助対象者が府内に有する事業所の施設、設備等の整備（障害者を常時雇用するために必要となるものに限る。）	次のいずれかに該当する者 (1) 補助事業に係る事業所の施設、設備等についてその常時雇用する障害者による利用が開始される時点（(2)において「基準時」という。）において障害者法定雇用義務履行等事業主である者 (2) 基準時において障害者法定雇用義務履行等事業主でない者（府内に主たる事務所を有する者に限る。）であって、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすもの ア 基準時前の直近の6月1日並びに同日の1年前及び2年前の日における障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「法施行規則」という。）第8条の規定による報告に係る常時雇用身体障害者等数がいずれも零である場合 基準時以後の相当の期間内において障害者法定雇用義務履行等事業主となることが見込まれること イ アに掲げる場合以外の場合 基準時以後の最初の3月31日までに障害者法定雇用義務履行等事業主となることが見込まれること	補助対象事業に要する経費で次に掲げる経費（これらの経費に付随する経費（事務費を除く。）を含む。）に該当するもの (1) 購入費 (2) 工事費 (3) 改修費 (4) その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の額（補助対象経費に充てられる国庫補助金その他の収入があるときは、その額を補助対象経費の額から控除した額）に100分の15（常時雇用労働者数が1,000人未満である補助対象者にあつては、10分の3）を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）以内の額	1,000千円
2 障害者定着支援事業	補助対象者が府内に有する事業所において行う障害者の職場への定着を促進するための支援に係る事業（障害者を常時雇用するために必要となるものに限る。）	次のいずれかに該当する者 (1) 補助事業の完了時（(2)において「基準時」という。）において障害者法定雇用義務履行等事業主である者 (2) 基準時において障害者法定雇用義務履行等事業主でない者（府内に主たる事務所を有する者に限る。）であって、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる要件を満たすもの ア 基準時前の直近の6月1日並びに同日の1年前及び2年前の日における法施行規則第8条の規定による報告に係る常時雇用身体障害者等数がいずれも零である場合 基準時以後の相当の期間内において障害者法定雇用義務履行等事業主となることが見込まれること イ アに掲げる場合以外の場合 基準時以後の最初の3月31日までに障害者法定雇用義務履行等事業主となることが見込まれること	補助対象事業に要する経費で次に掲げる経費（これらの経費に付随する経費（事務費を除く。）を含む。）に該当するもの (1) 障害者の職場への定着に必要な支援又は指導を行う職員に要する経費 (2) 障害者の雇用を管理するための情報システムの導入に要する経費 (3) その他知事が必要と認める経費	同上	同上

3 特例子会社設立等推進事業	補助対象者を親事業主とする特例子会社となるべき子会社（当該事業主である法人が新たに設立する子会社を含む。）が府内に有し、又は府内に新たに設置する事業所の施設、設備等の整備であって、法第44条第1項又は第45条第1項の規定による認定を受けるために必要となったもの	法第44条第1項又は第45条第1項の規定による認定を受けている事業主	補助対象事業に要する経費で次に掲げる経費（これらの経費に付随する経費（事務費を除く。）を含む。）に該当するもの (1) 購入費 (2) 工事費 (3) 改修費 (4) その他知事が必要と認める経費	同上	10,000千円
4 特定組合等認定推進事業	補助対象者が府内に有し、又は府内に新たに設置する事業所の施設、設備等の整備であって、法第45条の3第1項の規定による認定を受けるために必要となったもの	法第45条の3第1項の規定による認定を受けている事業協同組合等又はその組合員たる特定事業主	同上	同上	同上
5 障害者多数雇用事業所設置法人設立等推進事業	補助対象者が府内に有し、又は府内に新たに設置する事業所の施設、設備等の整備（当該事業所を障害者多数雇用事業所とするために必要となるものに限る。）	補助事業に係る事業所が障害者多数雇用事業所に該当することとなった時以後において、当該事業所を設置する者の有する事業所における常時雇用する労働者の合計数が法第43条第7項に規定する厚生労働省令で定める数以上であるもの（府内に主たる事務所を有する法人に限る。）	同上	同上	同上